



## 変更点

### 市長交際費支出基準

#### 6 代理

- ・副市長等の職員が代理出席する場合の交際費支出基準が不明瞭であったため、「6 代理」の項目を新たに追加した。

## 市長交際費支出基準

交際費の支出基準については、次の定めるところにより、前年度を参考に支出するものとする。ただし、市長が必要と認めるものは支出できるものとする。

### 1 慶祝（祝儀）

- ① 各種式典関係の慶事（例えば創立〇〇周年）…… 5,000円
- ② 地域納涼祭…… 3,000円

※年間を通じて、重ねて行われる催事にあつては、年2回までを支出限度とする。  
 ※市の補助を受けている各種団体等にあつては、原則として支出しないものとする。

### 2 慶祝（会費）

- ① 各種総会及び会議等の懇親会…… 5,000円
- ② 地域新年会・忘年会等…… 5,000円

※会費が設定されている場合は、その額とする。

### 3 壮途金

市内在住者で、国際協力活動等へ参加する者…… 10,000円以内  
 ※取手市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の交付対象者を除く。

### 4 弔慰・見舞規定

#### (1) 見舞金

役職名	区分	条件	金額
非常勤特別職にある者 衆議院議員（取手市を含む選挙区で 選出された者、または市内在住） 参議院議員（市内在住） 県議会議員（取手市選出）	病氣	本人(1ヶ月以上の療養)	10,000円
		本人(1ヶ月未満の療養)	5,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
		自宅半焼または部分焼	5,000円
県内13市町村(別紙1)の 首長及び議長	病氣	本人(1ヶ月以上の療養)	10,000円
		本人(1ヶ月未満の療養)	5,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
		自宅半焼または部分焼	5,000円
その他(市長が特に必要と認めたとき)			10,000円以内

(2) 弔慰金

役職名	対象者	弔辞	弔慰金	花輪または生花	弔電※
県内 13 市町村(別紙1)の首長及び議長	本人	市長が管理者の場合	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
上記 13 市町村以外の県内市町村または市と関係する市町村の首長及び議長	本人	—	出席のとき 10,000 円	—	弔電
	配偶者・両親・子	—	出席のとき 5,000 円	—	弔電
衆議院議員(取手市を含む選挙区で選出された者または市内在住)	本人	必要に応じて	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
参議院議員(市内在住)	本人	必要に応じて	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
県議会議員(取手市選出)	本人	必要に応じて	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
県議会議員(上記以外)	本人		出席のとき 10,000 円		弔電
非常勤特別職(市議会議員・行政委員会)	本人	弔辞	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	弔電
	祖父母・兄弟	—	5,000 円	—	弔電
非常勤特別職(上記以外)	本人	本人が会長の場合	10,000 円	花輪または生花	市長出席
市職員(管理職)	本人	弔辞	互助会	互助会	市長出席
	配偶者・両親・子	—	互助会	互助会	市長出席
	祖父母・兄弟	—	互助会	—	弔電
市職員(一般・再任用)	本人	弔辞	互助会	互助会	市長出席
	配偶者・両親・子	—	互助会	互助会	弔電
	祖父母・兄弟	—	互助会	—	弔電
自治会	会長本人	—	5,000 円	—	市長出席
その他(市長が特に必要と認めたとき)		必要に応じて	必要に応じて	花輪または生花	必要に応じて

※市長が「告別式」に出席する場合は弔電を送付しない。

また、市長が出席予定で欠席となったときは弔電を送付する。

5 謝礼

訪問時・来庁時の手土産は必要が生じたとき最小限に支出する(ただし官公庁を除く)。

3000円以内

6 代理

市長の代理として職員等が出席する場合においては、市長の出席の場合に準じて交際費の支出を認める。

7 その他

市長が必要と認めた事項について、公共性、公益性等を考慮して必要に応じた額を支出する。

取手市の主な所属団体（13 団体）

土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市  
かすみがうら市，常総市，美浦村，阿見町，河内町，利根町

県南市長会

土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市，かすみがうら市の長

常総広域市町村圏事務組合

常総市，守谷市，つくばみらい市の長及び組合議会議員

取手地方広域下水道組合

つくばみらい市の長及び組合議員

取手市外 2 市火葬場組合

守谷市，つくばみらい市の長及び組合議員

茨城県南水道企業団

龍ヶ崎市，牛久市の長及び組合議員

竜ヶ崎地方衛生組合

龍ヶ崎，牛久市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町の長及び組合議員

利根川水系県南水防組合

竜ヶ崎市，牛久市，つくば市，つくばみらい市の長及び組合議員

近隣市町村副市長交際費支出状況一覧

平成27年5月27日

市町村名	規定の有無	過去の支出状況	備考
我孫子市	無し	代理の場合支出している	総務部長代理も支出している
守谷市	無し	出席依頼通知に伴う代理 出席の場合支出している	
龍ヶ崎市	有り（市長交際費支出基準に副市長 も記載あり）	基準に基づき支出	副市長以外も市長と協議し認めら れる場合に支出あり
牛久市	有り	代理の場合支出している	市長が認める場合と要綱に記載あ り
つくば市	有り（交際費支出基準）	代理の場合支出している	会費のみ支出している。
つくばみらい市	無し	無し	
土浦市	無し	代理の場合支出している	総務部長代理も支出している

マスコットキャラクター「まいりゅう」

# 龍ヶ崎市

Ryugasaki City official site

ひとが元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎

[ホーム](#)[くらしの手引き](#)[観光・イベント](#)[TOP](#) > [カテゴリ](#) > [区分](#) > [提供情報](#)[TOP](#) > [カテゴリ](#) > [市長の部屋](#) > [市長交際費](#)

## 市長交際費基準

公開日 2013年11月01日 00時00分

最終更新日 2013年11月01日 00時00分

市長交際費基準 2012年04月24日 15時08分

### 龍ヶ崎市長の交際費の支出及び公開に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、龍ヶ崎市長が市政運営上、必要とする交際費の適正な支出に資するため、必要な。

(交際費の定義)

第2条 この基準において、「交際費」とは、市長が外部との交際等、市政運営における有益性を鑑み、経費をいう。

(交際費を支出できる職)

第3条 交際費を支出できる者は、市長、副市長及びその代理の者とし、それ以外の者については、認められる場合に限り、市長と協議の上、支出できるものとする。

(支出できる相手方)

第4条 交際費を支出できる相手は、龍ヶ崎市の教育、文化、体育、防災、防犯、住民自治等、市政発及び団体とする。

ただし、市職員及び外郭団体職員については、この限りでない。

(支出区分等)

第5条 支出区分及び支出範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会費

ア 出席する会議、会合、研修会等のうち、飲食を伴う場合の参加費

イ 市政運営上有益な活動をしている団体等の会費

(2) 慶祝

ア 市政発展に寄与している者の栄典受章、結婚(子息を含む。)等の祝賀

イ 広く市民生活の向上に寄与する施設等の竣工、開業、記念式典等

(3) 弔慰

市政発展に寄与した者若しくは市政関係者又はそれらの親族が死亡した場合の香典又は花輪

(4) 見舞

市政発展に寄与した者、市政関係者等の病気、怪我（7日間以上の入院加療）、災害等による見舞

(5) 協賛又は賛助

市政運営上有益な活動をしている団体若しくは個人への協賛又は賛助金

(6) その他

ア 市政運営上、必要とする訪問時の手土産、市特産のPRのため、その特産品の購入等

イ 市長が招集する意見交換若しくは情報収集のための会合又は市民等の訪問時の茶菓等

ウ 市民等が市を代表して出場する各種大会等の激励のための物品の購入等

(支出基準)

第6条 交際費の支出基準は、社会通念上、適切と判断される額を基本とし、前条各号の項目に応じ、)る。

(支出内容の公表)

第7条 この基準に基づく交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 支出年月日

(2) 支出区分

(3) 支出金額

(4) 支出内容

(公表の時期及び方法)

第8条 交際費の公表は毎月行うものとし、前条に規定する前月分の事項を翌月の末日までに市のホームページにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 交際費の公表に当たっては、龍ヶ崎市個人情報保護条例（平成11年龍ヶ崎市条例第33号）に基  
護に十分配慮するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付則

この基準は平成24年2月10日から施行する。

別表（第6条関係）

支出区分	支出範囲	支出限度額
------	------	-------

(1)会費	ア出席する会議、会合、研修会等のうち、飲食を伴う場合の参加費	10,000円 (会費等の金額が示されているものについては、会費相当額)
	イ市政運営上有益な活動をしている団体等の構成員としての会費	10,000円
(2)慶祝	ア市政発展に寄与している者の栄典受章、等の祝賀	10,000円
	イ広く市民生活の向上に寄与する施設等の竣工、開業、記念式典等	5,000円
(3)弔慰	市政発展に寄与した者若しくは市政関係者又はそれらの親族が死亡した場合の香典又は花輪	10,000円
(4)見舞	市政発展に寄与した者、市政関係者等の病気、怪我（7日間以上の入院加療）、災害等による見舞	10,000円
(5)協賛又は賛助	市政運営上有益な活動をしている団体若しくは個人への協賛又は賛助金	5,000円
(6)その他	ア市政運営上、必要とする訪問時の手土産、市特産のPRのため、その特産品の購入等	市長が決する
	イ市長が招集する意見交換若しくは情報収集のための会合又は市民等の訪問時の茶菓等	市長が決する
	ウ市民等が市を代表して出場する各種大会等の激励のための物品の購入等	市長が決する

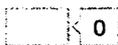
## お問い合わせ

市長公室

電話：0297-60-1511

E-Mail：[koushitsu@city.ryugasaki.ibaraki.jp](mailto:koushitsu@city.ryugasaki.ibaraki.jp)

ツイート



いいね！ シェア Facebookに登録するして、友達の「いいね！」を見てみましょう

**龍ヶ崎市役所**

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 TEL : 0297-64-1111

開庁時間 : 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始はお休みです)

Copyright © Ryugasaki City. All Rights Reserved.